



2021.10月号
 発行
 砂川商工会議所
 砂川市西4条北4丁目
 TEL(代)52-4294・FAX52-4296
 編集
 砂川商工会議所広報委員会
 (通巻 619号)
<https://sunagawa-cci.or.jp/>
 E-mail:info@sunagawa-cci.or.jp

令和3年度 砂川市新型コロナ経済対策

砂川市は、新型コロナウイルス感染症による直接的または間接的な影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援します。

特別支援給付金

8・9月の緊急事態宣言により、一定程度の影響を受けた全業種の事業者へ

【対象】 令和3年8月または9月のいずれかの売上高が、「前年同月」または「前々年同月」の売上高と比べて20%以上減少している中小企業者

併給も可

緊急事態宣言による外出・往來の自粛要請等により、営業活動に影響を受けた事業者には

一律 **5** 万円

※減少率が50%以上となる月は、国の「月次支援金」を申請してください。

※引き続き5月または6月分の申請も受付しています。

市内の「時短要請対象飲食店等」との直接的及び継続的な取引がある事業者には

一律 **10** 万円

※酒類の取引がある事業者は20万円

店舗等確保支援給付金

家賃・リース機器料金の給付が必要な宿泊業・飲食店の事業者へ

【対象】 令和3年8月または9月のいずれかの売上高が、「前年同月」または「前々年同月」の売上高と比べて20%以上減少している中小企業者

月額家賃(全額)、月額リース機器料金(2万円以上)の合算について、2か月分を全額支給(上限あり)

ひと月あたりの支給上限 **5** 万円

※要件がございますので詳細はHP等をご確認いただくか、お問合せください。

飲食業等雇用継続支援給付金

6人以上の従業員を雇用する宿泊業・飲食店の事業者へ

【対象】 6人以上の従業員(市内店舗に勤務する、社会保険または雇用保険に加入する者)を雇用する中小企業者

社会保険または雇用保険に加入する従業員が6人~20人の場合
従業員ひとりにつき

支給 **2** 万円

社会保険または雇用保険に加入する従業員が21人以上の場合
従業員ひとりにつき

支給 **3** 万円

緊急事態措置協力支援給付金

北海道の緊急事態措置協力支援金を受給した事業者へ(飲食店、カラオケ店、結婚式場)

【対象】 5・6・8・9月のいずれかにおいて北海道の緊急事態措置協力支援金を受給した中小企業者

北海道の緊急事態宣言措置協力支援金の1日の支給額が25,001円以上50,000円未満の月がある場合

一律 **20** 万円

北海道の緊急事態宣言措置協力支援金の1日の支給額が50,000円以上75,000円以下の月がある場合

一律 **40** 万円

【受付期間】 令和3年9月17日(金)~令和4年1月31日(月)

支給には一定の条件があります。

ご不明点は市のホームページをご覧ください。お電話にてお問い合わせください。

○砂川商工会議所 TEL0125-52-4294

○砂川市経済部商工労働観光課 TEL0125-74-8382

宿泊事業者・飲食店に対する水道料金等支援給付金についてはこちら

○砂川市建設部土木課管理係 TEL0125-74-8743



緊急事態措置協力支援金【8～9月分】

措置地域の対象施設のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者を対象に、支援金を支給いたします。

対 象 施 設	飲食店、遊興施設、結婚式場
要 請 期 間・内 容	<p><u>下記の要請期間・内容の全てにおいて取り組んだ事業者が対象となります</u></p> <p>◎令和3年8月27日(金)～9月12日(日)</p> <p>※遅くとも、令和3年8月30日(月)からご協力いただくことが必要です</p> <p>①営業時間は<u>5時から20時まで</u></p> <p>②酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は <u>11時から19時まで</u></p> <p>③「業種別ガイドライン」を遵守する(https://corona.go.jp/prevention/)</p> <p>④飲食を主としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない</p>
支 給 金 額	<p>◎中小企業・個人事業者</p> <p>1店舗1日あたりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5万円～7.5万円/日または 1店舗1日あたりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</p> <p>◎大企業</p> <p>1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</p>
受 付 期 間	令和3年9月13日(月)から10月31日(日)まで【当日消印有効】
申 請 方 法	<p>電子申請 及び 郵送申請</p> <p><u>※郵送の場合は、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法)で郵送となります。</u></p> <p>【申請書類の郵送先】 〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)係</p>
申 請 書 類	<p>◎申請書及び誓約書 (当所でもご用意しています)</p> <p>◎売上高及び営業実態が確認できるもの</p> <p>1日当たりの売上高を算出した年の8月と9月の売上台帳等の写し及び直近の確定申告書</p> <p>◎営業に必要な許可を取得していることがわかるもの</p> <p>飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し</p> <p>◎業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの</p> <p>宣伝チラシ等及び内観の様子がわかる写真、飲食店情報サイトなど</p> <p>◎要請に応じていただいたことがわかるもの</p> <p>要請期間中に営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮等の取組を行ったことがわかる告知チラシ、掲示物等の写し</p> <p>◎口座振替を希望する口座の通帳の写し</p> <p>◎本人確認書類の写し(個人事業者のみ)</p> <p>※5月、6月分を申請の方は省略できる書類があります</p>

【お問合せ・ご相談】砂川商工会議所 TEL0125-52-4294

北海道感染防止対策協力支援金コールセンター TEL011-350-7377

【申請・詳細HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>

ほっかいどう応援クーポン 参加店募集

北海道では新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた道内事業者を応援するため「ほっかいどう応援クーポン」の発行を予定しております。

道内の宿泊施設等を利用する旅行者へクーポンを配布し、ご利用いただくことで、地域での消費を喚起し、感染症の影響で需要が落ち込んでいる道内事業者を応援し、地域経済の回復を図ることを目的としております。

取扱店の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道内に立地する店舗・施設 ○ 「北海道スタイル」を実施し、「北海道スタイルステッカー」または「北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示していること ○ 「北海道コロナ通知システム」を導入し取得したQRコードを店舗内に掲示し利用者に登録の呼びかけを行うこと
--------	---

※ なお、本事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてから事業開始となり、旅行者のクーポン利用開始時期については、別途、専用ホームページにてお知らせいたします。

○ホームページURL <https://www.hokkaido-ouen.jp>（開設日未定）

○お問い合わせ先

ほっかいどう応援クーポンお問い合わせセンター TEL011-350-5634

がん検診のご案内

2人に1人ががんになる時代です。年に1度はがん検診を受けましょう！検診費用の約4割は砂川市が補助していますので、低料金でがん検診が受けられます。なお、令和2年度「すながわ健康ポイント事業」の特典『健（検）診チケット』をお持ちの方は使用できます（ピロリ菌検査は除く）。

「胃・肺・大腸がん検診」すながわ健康ポイント対象事業

▲と き 11月6日（土）

▲受付時間 「3密」を避けるため、受付時間は下記のとおりとなります。（各時間定員20人）

- ①6：00～6：30 ②6：30～7：00 ③7：00～7：30 ④7：30～8：00
 ⑤8：00～8：30 ⑥8：30～9：00 ⑦9：00～9：30
 ⑧9：30～10：00 ⑨10：00～10：30（大腸がん検診のみ）

▲と ころ ふれあいセンター

▲対 象 40歳以上の砂川市民（ピロリ菌検査は20歳から可能）

※年齢は令和4年3月31日現在。

▲料 金

- ・胃がん（バリウム検査） 2,000円
- ・肺がん（レントゲン検査） 600円
- ・喀痰検査（喫煙本数の多い方、たんがよく出る方） 1,100円※当日受付
- ・大腸がん（便潜血検査） 1,000円
- ・ピロリ菌検査（検便検査） 3,300円

※ピロリ菌検査は、40歳以上は胃がん検診を受ける方が対象、20歳～39歳はピロリ菌検査のみ受診可能。

※砂川市国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者は上記の料金より半額となります。ただし、ピロリ菌検査は半額にはなりません。

◎申 込 期 限 10月15日（金）

◎詳細、申込み ふれあいセンター TEL 52-2000へ

砂川商工会議所
新入会員の紹介

▽クローバーアート
代表 及川 貴則 様
業種 塗装業
△会議所所属部会▽
建設部会

▽もとい工業
代表 片倉 基 様
業種 建設業
△会議所所属部会▽
建設部会

☆ご入会ありがとうございます。

新入会員の
募集について

当所では、より多くの商工業者の総意を商工会議所活動に反映し、組織力強化と財政基盤の確立を図るため、新規会員企業の加入をお願いしております。

ご連絡いただければ、必要書類などをすぐにお届けいたしますので、お取引先やお知り合いでまだ当所に未加入の事業所がございましたら、是非ご紹介下さいますようお願いいたします。

■お問い合わせは、砂川商工会議所 総務課 TEL 52-4294 までお願いいたします。

「みんなチェック！ 最低賃金。」

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 889円
効力発生日 令和3年 10月1日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

常議員会のうごき 9月

第3回常議員会開催

▽日時

令和3年9月27日（月）12時

▽場所

砂川商工会議所 大会議室

▽報告事項

(1) 主要業務報告9月・10月
行事予定について

(2) 会員異動調書について

(3) すながわプレミアム商品券換金状況報告について

(4) すながわ飲食店応援券について

(5) 砂川駅前地区整備について

(6) 創立70周年記念事業について

(7) 各委員会報告

▽議案

(1) 砂川市内中小企業勤続従業員顕彰式について

(2) 第28回会員事業所対抗ボウリング大会について

委員会のうごき 9月

第6回広報委員会開催

去る、9月21日（火）に、第6回広報委員会が書面にて開催され、次の議案について審議されました。

▽議事

(1) 掲載記事の検討について

第2回工業委員会開催

去る、9月24日（金）12時より当所第1会議室に於いて、第2回工業委員会が開催され、次の議案について審議されました。

▽議事

(1) 第28回会員事業所対抗ボウリング大会について

(2) 令和3年度砂川市内中小企業勤続従業員顕彰式について

会議所のうごき 9月

10日▼第6回三役会 会議所

16日▼日本商工会議所第133回通常会員総会 WEB

21日▼第6回広報委員会 書面開催

24日▼第2回工業委員会会議所

27日▼第3回常議員会 会議所

▼日本商工連盟北海道連合会幹事会 WEB

▼第251回全道商工会議所専務理事会 WEB

28日▼第1回創業セミナー 会議所

30日▼クールビズ終了

会議所のうごき 10月 予定

2日▼すながわ飲食店応援券販売

砂川市地域交流センター ゆう

7日▼第7回三役会 会議所

19日▼第2回創業セミナー 会議所

25日▼第7回広報委員会 会議所

お買い物物は地元商店街で！